

## さいたま市北区告示第4号

さいたま市印鑑条例（平成13年5月1日条例第200号）第12条第8号の規定により、次のとおり印鑑登録を抹消したので、これを告示する。

令和8年3月26日

さいたま市北区長 五島 みゆき

### 1 対象者

- 次の表のとおり

氏名	住民票上の住所	職権消除年月日
千葉 美延	さいたま市北区日進町2丁目1290番地 レオパレスwest court 104	令和8年3月25日
高森 清仁	さいたま市北区日進町3丁目771番地 7 スターパレス宮原103号	令和8年3月25日
高橋 一郎	さいたま市北区吉野町2丁目263番地 7 やすらぎの里吉野町寮	令和8年3月25日
松下 健司	さいたま市北区本郷町1581番地23	令和8年3月25日
上村 遼	さいたま市北区本郷町208番地57	令和8年3月25日
岩田 亮	さいたま市北区宮原町3丁目8番地 ク レストハイム101	令和8年3月25日
高橋 圭	さいたま市北区東大成町2丁目21番地 23 BULL アパートメント大宮405	令和8年3月25日
田 歩	さいたま市北区東大成町1丁目650番地 地 東観グランドマンション102	令和8年3月25日

### 2 連絡先

- 担当 さいたま市北区役所区民生活部区民課記録係
- 電話 048(669)6034